

いじめ防止基本方針

いじめ対策委員会

鹿沼市立東小学校

いじめのない学校づくり

- 学びに向かう集団づくり・児童が意欲的に取り組む授業づくりに努めることで児童が集中して学習できるようにする。
- 道徳教育の充実を図るとともに、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- 望ましい集団活動や体験活動、異年齢集団による活動を通して、他人を思いやる優しさ、社会性や規範意識など人間関係を築く力を育てる。
- 日常の観察、アンケート調査等によって児童理解の深化を目指し、児童との信頼に基づく関係づくりに努める。
- 教職員間の日常的な情報共有を基盤に、教育相談体制の充実を図る。必要に応じて、支援・対応について検討する会合等を実施する。
- 「いじめをさせない」という学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- いじめ防止の観点から、教職員の日頃の取り組みや指導体制の改善を図る。

役割

- 【いじめの未然防止】
 - 環境づくり
- 【早期発見・事案対応】
 - 相談・通報窓口
- 【情報収集・共有】
 - 情報収集および共有と「いじめ」の認知
- 【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取り組み】
 - いじめ防止に関わる対策の点検と見直し

構成員

校長、教頭、主幹教諭、学年・特別支援学級主任・児童指導主任、学習指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター（教育相談担当）、事務職員をもって構成する。必要に応じて、関係する学級・学年の担任、教科担任、スクールカウンセラー等の外部専門機関担当者を加える。

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法より引用）

いじめの早期発見・対応

- 児童の日常の様子を観察と教職員間の情報交換に努める。（日々の記録、相談ポスト等の活用）
- 児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- 学年研修・職員会議を通して、児童指導にかかわる情報共有を行い、組織的な対応へ繋げる。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門機関との情報共有を行うなど、連携を図る。
- 「いじめアンケート」を行い、心配事や悩みなどを安心して申告できるようにする。（年3回 6月、12月、2月）
- 「教育相談期間」を設定し、児童一人一人が担任と1対1で話をする時間を確保する。児童の様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 保護者には、児童の些細な変化について、気軽に学校に連絡してもらいようお願いします、学校が家庭と連携して速やかに対応できるようにする。
- Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施・分析とよりよい学級経営に向けての活用を行う。

情報収集 日常観察・教育相談・アンケート調査
相談ポスト等

早期発見 児童（本人・友達等）・教師・スクールカウンセラー・保護者・地域等

いじめの認知と措置

保護者	いじめを受けた児童	いじめが起きた集団	いじめを行った児童	保護者
<ul style="list-style-type: none"> ○事実の報告、情報の共有 ○児童を守る姿勢を示すとともに、安全の確保を約束する。 ○解決のための方法については、保護者の意向を踏まえた上で決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き、安全を確保する。 ○事案の解決後も、継続して注意を払い、児童が安心して学校生活を送れるよう、必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを自分の問題として考えさせ、根絶しようとする態度を徹底する。 ○黙認・はやし立てはいじめ同様の行為だと指導する。 ○相談窓口やアンケートの活用など具体的な方法を知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毅然とした態度で指導し、「いじめは許されない」行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○本人の抱える問題や背景、感情などにも配慮しながら、当該児童が二度といじめを行わないよう指導・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事実の報告、情報の共有 ○いじめを行った児童が十分反省し、行動を改められるよう、協力を依頼する。